

第8期小野市介護保険事業計画における重点取組施策の検討

第二回 運営協議会資料3-1「小野市高齢者福祉計画・第8期小野市介護保険事業計画 骨子案」より、下記の網掛けされた5項目を重点取組施策として選定し、これらの現状や課題等を記載しています。主にこれらの5項目に関する施策について、ご意見をお願い致します。

基本目標：安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり

(1) (略)

(2) 地域支援事業による地域づくり

①一般介護予防事業の充実

【現状】

- ・実施事業：いきいき100歳体操の推進
 - ・実施団体数：64団体
 - ・登録者数：約1,200名
- ※高齢者人口13,840人(令和2年9月末)
高齢者人口の約9%

【課題】

参加者人数の増加を図る

- ・いきいき100歳体操のPR
- ・未参加者への働きかけ
- ・新規団体の立ち上げ促進を図るため、新規団体立ち上げの中心となっていただけの方への働きかけ

【新たな取り組み】

・企業との連携

(株)大塚製薬工場による健康講話の実施

テーマ「高齢期における脱水とフレイル予防」

- ・高齢者はなぜ、脱水が起こりやすいのか。見分け方
- ・脱水を起こさない水分と塩分等の適切な摂り方
- ・フレイルとは？低栄養の予防、筋力アップとの関係について

<実施個所数>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施個所数	21か所	22か所	21か所

② (略)

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【現状】 令和3年度からの実施に向け庁内のワーキンググループで実施案を策定

<目的>

- ・健康寿命の延伸
 - ・セルフメディケーション※の定着
- ※自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(WHO)

<課題>

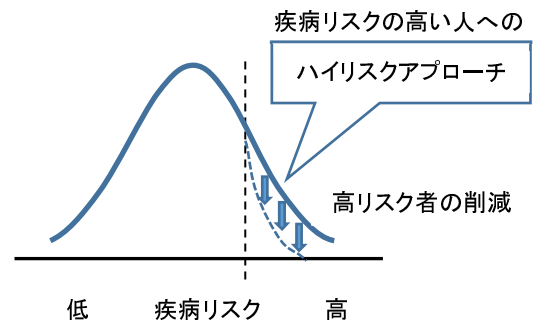
- ・高齢者のフレイル予防、重症化予防
- ・高齢者の健康増進に対する意識の向上
- ・高齢者の健康課題の明確化、支援対象者の抽出

<取組内容>

対象① フレイル状態に陥る恐れのある高齢者(ハイリスクアプローチ)

●実施内容

- ・糖尿病性腎症重症化予防
- ・生活習慣病の重症化予防
- ・低栄養防止
- ・健康状態不明者対策



●実施方法

個人ごとに支援期間を設定し、
自宅訪問による保健指導や健康相談を実施する。
医療・健診の受診や介護サービスの利用等へつなげていく。

対象② 通いの場で活動する高齢者(ポピュレーションアプローチ)

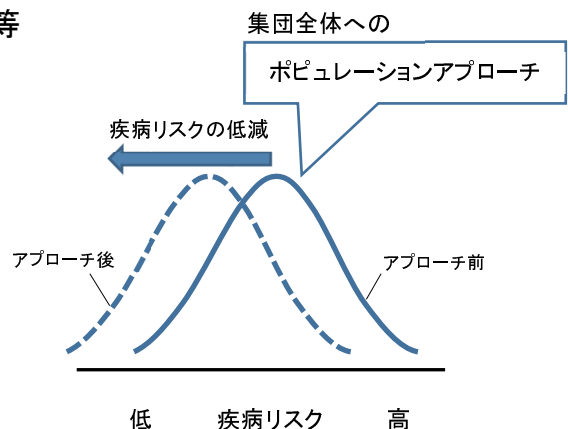
●実施内容

フレイル予防のための健康教室等
の開催

●実施方法

いきいき100歳体操の場に、
管理栄養士や理学療法士など
医療専門職が訪問し、活動中
の高齢者を対象に健康教室、
健康相談等を実施する。

高齢者のフレイルチェックを行い、
必要に応じて、医療・健診の受診や介護サービスの利用等へつなげていく。



④ (略)

(3) (略)

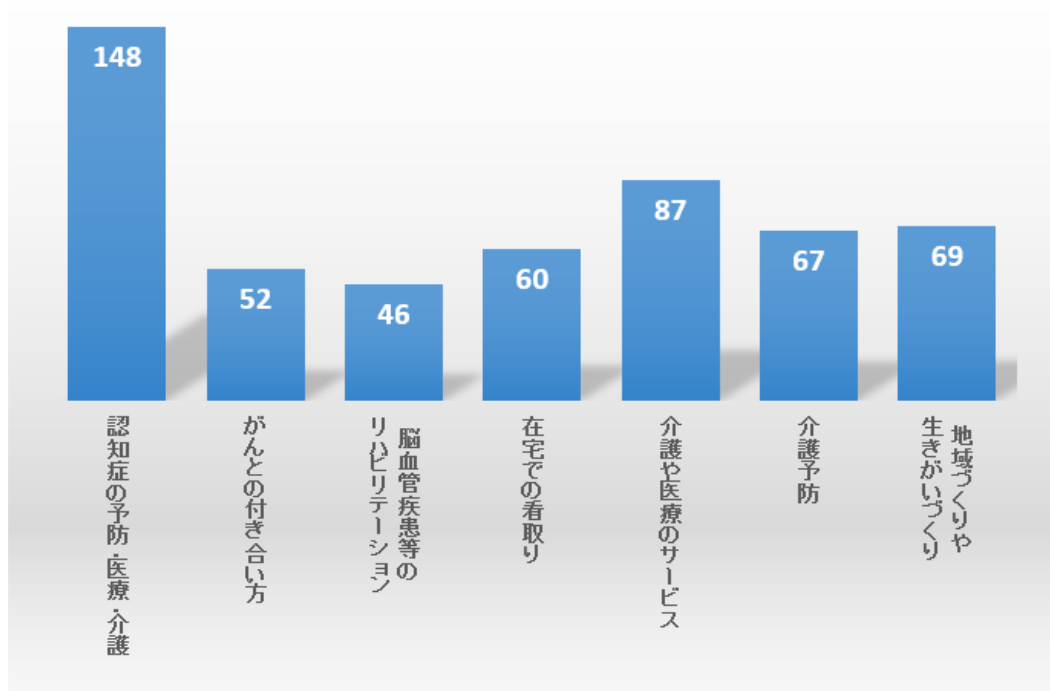
(4) 認知症施策の推進

①本人の発信支援と認知症の理解のための普及・啓発

- ・認知症である本人からの発信の機会の増加を図る
- ・認知症サポーター養成講座の実施
累計受講人数： 9,044 名(令和2年9月30日現在)
令和元年度実績： 小野警察署、市役所職員(福祉総合支援センター)、
大部小学校教職員、小野高校3年生
- ・認知症キッズサポーター養成講座
累計受講人数： 2,161名受講
令和元年度実績： 市内8校小学4年生450名受講
- ・「認知症ケアパス」の作成、「おの認知症ケアネットガイドブック」の活用

<令和元年度 在宅医療・介護連携市民セミナー参加者へのアンケート結果>

今後希望する講演内容 (単位:人)



②予防施策の推進

「予防」とは、

「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにさせる」の意

(認知症施策推進大綱)

<認知症予防に資する可能性のある活動>

- 運動不足の解消
- 生活習慣病の予防
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持

⇒ 高齢者が身近に通える「通いの場」の拡充

③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援

早期発見・早期対応、医療体制の整備

【施策】 もの忘れ検診事業(令和2年度から実施) 資料 3-3

65歳以上の高齢者が、指定医療機関(かかりつけ医等)で受診する「もの忘れ検診」を無料で受診できるようにし、早期発見と、本人及び介護者に対する早期支援を行う。

(無料範囲:「基本検診」・「改訂長谷川式簡易知能評価スケール検査料」)

④ }
⑤ } (略)

(5) }
(6) } (略)
(7) }

令和2年度 シニアチャレンジ いきいき100歳体操教室一覧

資料3-2

No.	町名	開催日	人数	場所	開始時期
1	河合西町	木 9:30~10:00~	15	河合西町公民館	H26年9月開始
2	天神東が丘	月 9:00~9:00~	20	天神東ヶ丘公民館	H26年9月開始
3	高山町	月 9:30~10:00~	20	高山町公民館	H27年6月開始
4	神明分譲	木 9:00~9:30~	18	神明分譲地ふれあい会館	H27年6月開始
5	小野平	木 13:00~13:30~	12	小野平集会所	H27年6月開始
6	葉多町	水 9:00~10:30~	20~25	葉多町公民館	H27年7月開始
7	小田上町	金 13:00~13:30~	15	小田上町公民館	H27年7月開始
8	東本町	日 13:30~14:00~	21	東本町公民館	H27年8月開始
9	田園町	水 10:00~	11	田園町公民館	H27年8月開始
10	本町一丁目	木 13:30~14:00~	13	本町一丁目公民館	H27年9月開始
11	山田町	月 9:50~10:00~	10	山田町公民館	H27年9月開始
12	西本町	水 9:45~10:00~	10	西本町公民館	H27年9月開始
13	片山町	金 9:30~10:00~	18	片山町講友会館	H27年10月開始
14	古川町	月 12:00~13:00~	15	古川町公民館	H28年1月開始
15	復井町	木 9:30~10:00~	10	復井会館	H28年2月開始
16	黍田町	金 9:00~9:40~	20	黍田会館	H28年2月開始
17	高田町	水 9:00~11:00~	15~16	高田町公民館	H28年2月開始
18	旭町	水 10:00~10:30~	10	旭町公民館	H28年2月開始
19	神明町	火 9:00~9:30~	16	神明町公民館	H28年3月開始
20	西山町	日 9:00~9:15~	7	西山会館	H28年3月開始
21	久保木町	月 9:00~10:00~	20	久保木町公民館	H28年3月開始
22	曾根町	*月 9:00~10:00~	12	曾根町公民館	H28年3月開始
23	来往町交流会	月 13:20~13:30~	7	来往町原公会堂	H28年3月開始
24	天神町	木 13:00~13:30~	15	天神町公民館	H28年4月開始
25	天神ニュータウン	木 9:00~9:30~	25~30	小野ニュータウン公民館	H28年4月開始
26	育ヶ丘町	水 9:30~10:00~	20	育ヶ丘町自治会館	H28年5月開始
27	青野ヶ原町	月 9:00~9:30~	20	青野ヶ原会館	H28年5月開始
28	コミセンいちば	水 10:00~10:00~	10	コミセンいちば	H28年5月開始
29	昭和町	水 13:00~13:30~	12	昭和会館	H28年6月開始
30	万勝寺町	土 13:30~14:00~	25	万勝寺町構造改善センター	H28年6月開始
31	池尻町	火 13:30~14:00~	10~12	池尻町公会堂	H28年6月開始
32	三和町	※月 9:30~10:00~	20	三和町公民館	H28年6月開始
33	南小田	水または金 13:00~13:30~	11	南小田公民館	H28年9月開始
34	垂井町	金 13:00~13:30~	10	垂井町公民館	H28年10月開始
35	下来往町	※月 9:30~10:00~	18	下来往町二組公民館	H28年10月開始
36	枯山水の会	毎月2回程度 10:00~10:10~	7~10	コミセンおの302号室	H28年12月開始
37	中島町	水 9:00~9:30~	8	中島町公民館	H29年3月開始
38	阿形町	月 9:00~9:30~	10	阿形町公民館	H29年3月開始
39	西脇町	※木 13:00~13:30~	15	西脇町公民館	H29年3月開始
40	大開町	水 14:30~	12	大開町公民館	H29年3月開始
41	大島町中	火 13:00~13:30~	15	大島町中集会所	H29年4月開始
42	浄谷町	火 9:30~10:00~	13	田中家	H29年5月開始
43	丸山町	※月 9:30~10:00~	20	丸山町公民館	H29年5月開始
44	中町新田田地	水 9:45~10:15~	12	中町/新田田地集会所	H29年6月開始
45	河合中町	木 13:20~13:30~	8	河合中公民館	H29年6月開始
46	鹿野町	月 9:30~10:00~	10	鹿野町公民館	H29年7月開始
47	榑町	月 9:10~9:30~	7	榑町公民館	H29年7月開始
48	北丘町	水 9:30~10:00~	7	北丘町公民館	H29年8月開始
49	中番町	月 13:00~13:30~	15	中番町公民館	H29年11月開始
50	広渡町	水 9:30~10:00~	20	広渡町公民館	H30年2月開始
51	下大部町	木 13:00~13:30~	16	下大部町公民館	H30年4月開始
52	喜多町	金 9:30~10:00~	30	喜多町公民館	H30年4月開始
53	粟生町島	木 9:30~10:00~	16	島公会堂	H30年4月開始
54	大島町東	月 12:30~13:00~	16	大島町東	H30年7月開始
55	本町	火 13:00~13:30~	17	本町会館	H30年7月開始
56	浄谷町	水 10:00~10:30~	20	浄谷町公民館	H30年8月開始
57	下来往町山寄	※水 9:30~10:00~	20	山寄公民館	H30年10月開始
58	小田下町	水 13:30~14:00~	30	小田下町公民館	R元年5月開始
59	新部町	※木 13:30~14:00~	20	大寺公民館	R元年6月開始
60	菅田町	月 9:30~10:00~	12	菅田町公民館	R元年6月開始
61	上新町	土 13:00~13:30~	15	上新町公民館	R元年7月開始
62	王子町	水 9:30~10:00~	16	王子町公民館	R元年8月開始
63	長尾町	水 9:30~10:00~	18	長尾町公民館	R元年10月開始
64	住永町	木 9:30~10:00~	14	住永町公民館	R2年2月開始

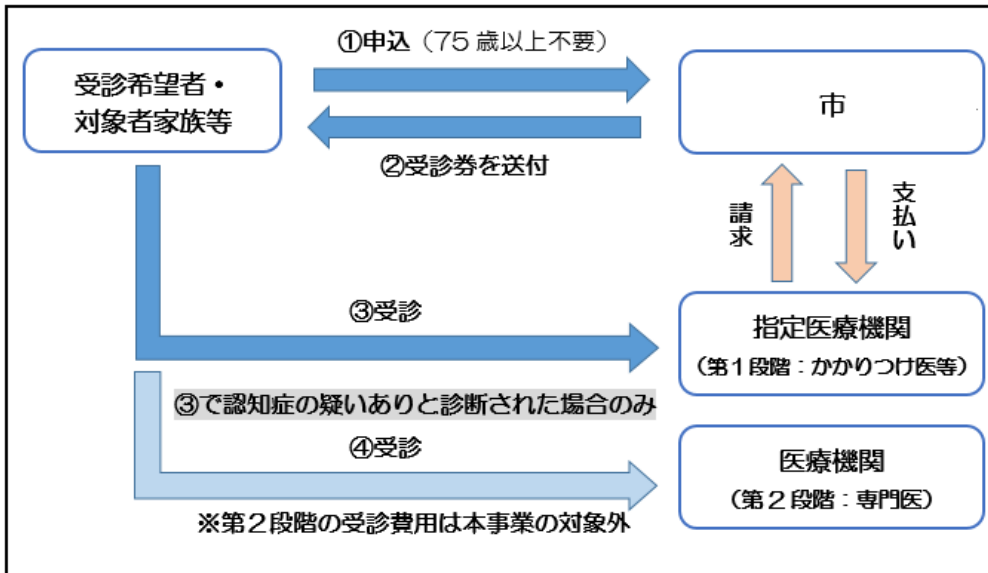
1. 目的

事業対象者がもの忘れ検診を無料で受診できるようにすることにより、認知症高齢者を早期発見し、市、医療機関、認知症初期集中支援チーム等の関係機関が発見後のフォローを行う支援体制の整備することにより認知症高齢者及びその家族等の支援を早期に行うため。

2. 対象者

市内に住所を有する65歳以上の者。（過去に認知症と診断を受けた者は除く）

3. 事業の流れ



①受診券の申込

65歳から74歳までは申込制。75歳以上は申込不要とし、市が対象者を抽出して受診券を送付。

②受診券を送付 ※ 受診券の有効期限は年度末まで

③指定医療機関で「もの忘れ検診」を受診（無料） 第1段階

- 指定医療機関（かかりつけ医）に受診券を持参し、受診する。

【無料範囲】 ・基本検診

- ・HDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）検査料

※その他の検査（CT検査等）や診察、精密検査が必要な場合の診療情報提供書（紹介状）の作成及び精密検査に係る費用は、本検診事業の対象外

④認知機能精密検査の受診（本事業の対象外） 第2段階

認知症の有無、病名（アルツハイマー型、脳血管性等）の診断

⑤フォロー

- ・小野市が運営を委託する地域包括支援センター（認知症初期集中支援チーム）、在宅介護支援センター（粟生逢花苑・青山荘・ふたばの里）にもの忘れ検診で認知症の疑いのあった方の情報を提供し、見守り訪問及びサービスコーディネートを依頼
- ・対象者の状態に合わせて、いきいき100歳体操、介護ファミサポ等のインフォーマルサービスや介護保険サービス等の紹介を行う。